

## 第4章 泉区における計画策定の考え方

### 第1節 泉区地域福祉保健計画について

#### 1. 泉区地域福祉保健計画の目的

誰が、何を、どのように進めていくかを示すものです。

地域福祉保健計画は、地区の課題を地区で解決していき、身近な地域の支え合いによって誰もが安心して生活できるまちをつくるうえで、誰が、何を、どのように進めていくかを示すものです。

#### 2. 第1期計画と第2期計画の関係

第1期計画を継承し、地域が育む福祉保健をより一層充実させていきます。

平成17年度に策定した第1期計画は、各地区が、地区ごとの課題に、それぞれの目標を設定して果敢に取り組んできました。その成果を踏まえ、新たな課題を設定しつつ、第2期計画においても継続した取組を進めます。第1期計画と同様に、地区の特性とこれまでの活動の成果を活かし、各地区の地域住民・活動団体等が、地区別計画を推進していきます。

#### 3. 区計画の策定

区計画を策定し、地区別計画を全面的に支援します。

第1期計画の振り返りで明らかになったことは、**地区に共通した解決課題があること、地区間の連携が必要なこと**などです。

そこで、平成22年度を初年度とする第2期計画では、**区として共通した課題を分野・テーマ別にまとめ、課題解決に向けた方向性を示し、地区の活動のガイドラインとしての役割も持たせています。**

また、これまでの地区別計画の推進における各地区の共通した課題や地区だけでは対応できない課題に対して、**区全体としての取組の方向性を示し、地区別計画の推進を全面的に支援していきます。**

#### 4. 泉区社会福祉協議会地域福祉活動支援計画との一体化

第2期計画は、泉区社会福祉協議会の「泉区地域福祉活動支援計画」と一体化し、推進します。

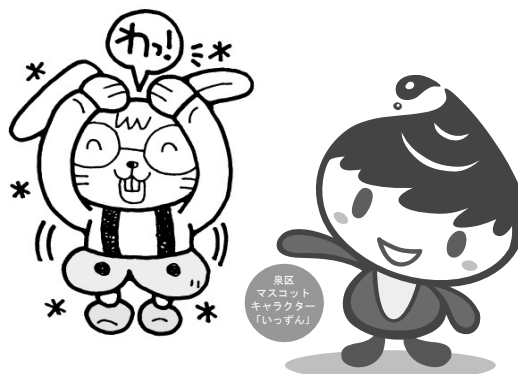
第1期計画では、「泉区地域福祉保健計画」と泉区社会福祉協議会の計画である「泉区地域福祉活動支援計画」が別々に策定・推進されていましたが、同じ区の計画であることから、区民の皆様にとって分かりやすく、推進しやすいものにするため、**泉区社会福祉協議会の「泉区地域福祉活動支援計画」と一体化し、泉区地域福祉保健計画を策定しました。**

#### 5. 泉区地域福祉保健計画の計画期間

平成22年度から平成27年度までの6年間の計画です。

平成17年度に策定された第1期計画は平成21年度までとなっており、平成22年度から平成27年度までの6年間の第2期計画の計画期間です。

<推進のスケジュール>



## 第2節 地域福祉保健計画の位置付け

### 1. 地域福祉について

#### (1) 近年の社会状況の変化

#### 本格的な人口減少社会の到来…進む少子高齢化

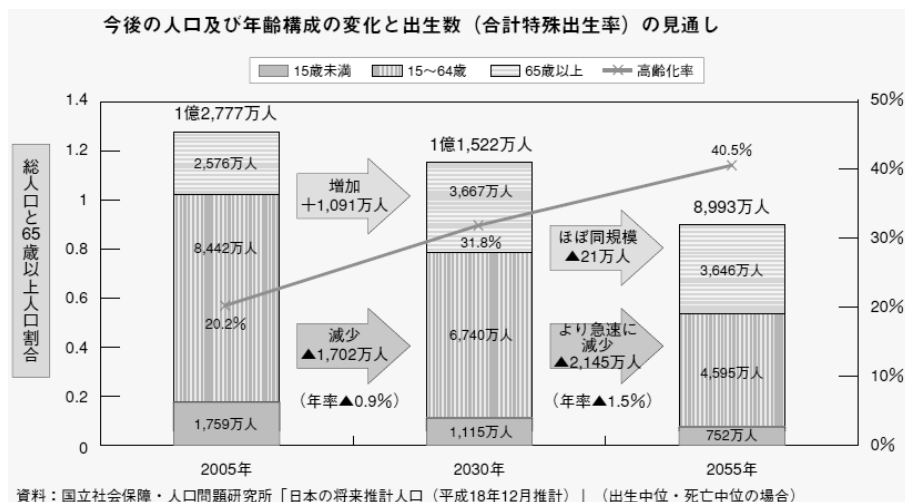
我が国は、平成17(2005)年に人口減少局面に入りました。今後一層少子高齢化が進行し本格的な人口減少社会になる見通しとなっています。

平成17(2005)年 → 平成42(2030)年

高齢者(65歳以上)人口 … 1000万人以上(40%以上)増加  
 高齢単独世帯(\*) … 約4割を占める

(\*)世帯主が65歳以上の世帯のうち高齢化等に伴う単独世帯  
 (国立社会保障・人口問題研究所による推計)

近年、介護保険法に基づく介護サービスや障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなど公的なサービスは質、量ともに充実してきましたが、ニーズの多様化や量的拡大に対して公的サービスだけでは対応できない状況となってきています。



出典)厚生労働白書平成20年版

## (2) 地区での支え合いの必要性和新たな仕組みづくり

### 求められる支え合いの仕組みづくり

地域の連帯感が希薄化し、「ご近所」の人間関係が形成されにくい中で、単独世帯の高齢者や障がい者が住み慣れたまちで安心して暮らしていくことができる地域社会の形成が望まれています。

公的サービスだけでは対応が困難になってきている状況のなかで、地区における身近な生活課題を解決するために活かしていく新たな仕組みづくりが必要となってきています。

## 2. 地域福祉保健計画について

### (1) 社会福祉法における地域福祉計画

#### 地域福祉計画は“地域”が主人公

平成 12 年に「社会福祉法」が施行され、総合的な地域福祉の推進が大きな柱として打ち出されました。このなかで、地域福祉計画は地域住民や事業者、団体等、福祉保健活動を行うあらゆる人を主人公に、意見を反映させながら策定し、推進することとされています。

◎地域福祉の推進主体を「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者」(社会福祉法第 4 条)

◎市町村は「住民や社会福祉を目的とする事業を行う者、その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるための必要な措置を講ずること」(社会福祉法第 107 条)

### (2) 泉区地域福祉保健計画と横浜市地域福祉保健計画

社会福祉法の下、横浜市では区ごとの特性を生かした 18 区計画とそれを支援する市計画が策定され推進されています。

